

トナーキット保守 ご利用規約

第1条（総則）

1. 本利用規約(以下、「本規約」という。)は、お客様(以下、「甲」という。)が株式会社シーティーエス(以下、「乙」という。)の提供するトナーキット方式対応のカラー複合機（以下、「本物件」という。）を利用するにあたり、乙が別途定めるレンタル基本約款(以下、「約款」という。)に基づき、本物件の保守について、遵守していただかなければならない事項を定めております。
2. 甲は、本物件を利用するにあたり、トナーキット保守（以下、「保守契約」という。）に申し込んだものとし、当該保守契約に基づき乙は甲に本物件の保守を行うものとしします。

第2条（トナーキット保守の内容と料金）

乙が甲に提供する保守契約のサービス内容（以下、「保守サービス」という。）とその費用については、以下の各号のとおりであります。

- (1) 保守サービスは、i 訪問出張修理、ii 消耗部品交換等その他第6条各項記載の作業を除く本物件の修理に係る業務とします。
- (2) 本物件に使用するトナーカートリッジ（以下、「トナー」という。）は、必ず乙から購入するものとし、その場合に限り、乙は甲に保守サービスを無償で提供します。乙以外からトナーを購入した場合、甲は本条1号のサービスにかかったすべての費用及び乙の損失を、乙の請求後、直ちに乙に支払うものとしします。
- (3) 乙は甲に対し、本物件に使用する感光体及び廃トナーボックス（以下、「感光体等」という。）を本条4号の条件を満たした場合に限り、無償で提供します。感光体等を本物件以外の機械で使用した場合は、甲は本条1号のサービスにかかったすべての費用及び乙の損失を、乙の請求後、直ちに乙に支払うものとしします。
- (4) 感光体等は、本物件のディスプレイに表示される交換時期に従って甲が発注した場合に限り、乙は無償で提供するものとし、それ以外は有償となります。ただし、感光体等については、乙が認めた場合に限り、甲は緊急事態に備えて在庫を1個もてるものとしします。
- (5) 本物件返却時において甲にトナーの在庫があった場合には、当該トナーを乙が預かることができ、甲は本物件の次回利用時に当該預かりトナーを使用することができるものとしします。ただし、乙での預かり期間は1年間とし、1年を超えた預かりトナーについては乙にて廃棄処分します。なお、乙は使用、未使用に限らず、甲の在庫トナーの買い取りはしないものとしします。
- (6) トナー、消耗部品の交換作業は甲が行うものとしします。

第3条（保守サービスの委託）

乙は、甲に対する保守サービスの全部または一部を、メーカーに委託し実施できるものとしします。

第4条（保守サービスの利用可能時間）

甲が保守サービスを利用できる時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び乙所定の休日を除く平日（月曜日～金曜日）の9：00～17：30とします。

第5条（トナーの発注）

甲は、トナーを乙の別途指定する方法で発注し、乙は別途定める方法で甲へ納品するものとします。

第6条（保守サービスに含まれない作業及び別料金により提供されるサービス）

保守サービスには、次の各号に該当する修理、調整等の作業は含まれないものとします。なお、乙は、当該作業の提供が可能なときは、別途乙所定の料金をもって当該作業を提供することがあるものとします。

- (1) 本物件をLAN上で使用、または他機器と接続するための設定作業及び設定障害の復旧作業。
- (2) 本物件の乙の倉庫から甲指定の設置場所までの搬入設置運搬費及び甲の設置場所から乙の倉庫までの搬出撤去運搬費。
- (3) 故意、過失または不適切な使用に起因する製品の故障の修理調整。
- (4) 天災地変等に起因する製品の故障の修理調整。
- (5) 乙の承認のない本物件の改造、運搬移設、適正でない設置環境ならびに入力電圧の不適正使用に起因する本物件の故障修理。
- (6) 第4条の保守サービスの利用可能時間以外の時間における保守サービス。

第7条（契約の解除）

甲に下記各号の事由が発生したときは、乙は甲に対し何らの通知、催告をしないで本保守契約を解除できるものとします。

- (1) 甲が本規約の各条項のいずれかに違反したとき。
- (2) 甲が乙以外から本物件のトナーを購入したとき。
- (3) 甲が乙より無償で提供された感光体等を本物件以外の機械で使用した場合。
- (4) 甲が約款に定める事項に違反した場合。

第8条（協議事項）

本規約または乙が別途定める約款に定めのない事項、あるいは本規約に関して疑義が生じた場合には甲乙協議の上、お互いに誠意をもって解決をはかるものとします。

以上

制定・施行日： 2020年10月1日